

## 第160回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年5月20日（月）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和6年5月20日（月）午後1時50分
- 3 閉会の日時 令和6年5月20日（月）午後2時53分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別  
出席15名 欠席2名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	欠席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

### 6 事務局出席者

参事 今村 正樹 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

### 7 傍聴者 0名

### 8 議題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）  
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）  
(6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について  
(7) 農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について  
(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
(5) 農地改良届について

#### 第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について  
(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 2番 荒井 隆文 14番 丹原 昭二

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第160回総会を開会します。（あいさつ）

議事録署名委員を指名します。2番 荒井委員、14番 丹原委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

まず、4月議案につき訂正があります。資料でもお配りしておりますが、第1号議案の申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定（所有権の移転）について、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団へ所有権を移転する案件について記入漏れがあり、1件追加となります。

次に5月議案の訂正があります。

1ページ3番は、10a当たりの価格の訂正があります。

2ページ12番のうち、一筆が取下げになっております。また、譲受人の職業に訂正があります。

2ページ14番は、譲渡人の持分の訂正があります。

7ページ18番は転用目的、建ぺい率の欄に訂正があります。

また、先月許可の議決をした農地法第18条第1項の賃借権の解約については、4月30日の県農業会議で許可適当との答申があり、許可指令書を交付しています。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、受人は玉柏に居住し、約34aの農地を耕作する農業者で、受贈により玉柏の畠の持分を移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は万成西町に居住し、約1.1haの農地を耕作する農業者で、増反により一宮の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は白石に居住し、約90aの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により白石の田を取得しようとするものです。

所有農地に非耕作地がありますが、進入路がないためやむを得ないものと判断されます。

よって、取得後の耕作可能なすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は尾上に居住し、約8.8haの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

1ページ5番及び6番は、同時申請で交換のため、まとめて説明します。

5番、受人は津寺に居住し、世帯で約1.3haの農地を耕作する農業者で、交換により津寺の田を取得しようとするものです。

6番、受人は津寺に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、交換により津寺の畠を取得しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番及び8番は、受人が同一のため、まとめて説明します。

受人は撫川に居住し、世帯で約2.9haの農地を耕作する農業者で、増反により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は津寺に居住し、世帯で約4.8haの農地を耕作する農業者で、増反により惣爪及び吉備津の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は真星に居住し、世帯で約4.4haの農地を耕作する農業者で、増反により真星の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で、5番から10番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

2ページ11番、受人は御津吉尾に本店を置く農地所有適格法人で、御津吉

尾の畑を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、当初申請の農地2筆のうち、1筆については農地利用が困難であるため、5月15日付で取下げ書が提出されました。

受人は総社市赤浜に居住し、新規農により御津中牧の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町品田に居住し、約3.5ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番と15番は同じ地域で受人が同一のため、まとめて説明します。

受人は建部町品田に居住し、新規農により建部町品田の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

御津・建部地区協議会で、11番から15番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**他の委員さん、何かご意見がありますか。**

異議なし。

**次に南区の説明を事務局からお願いします。**

2ページ16番、受人は藤田に居住し、世帯で約1.2haの農地を耕作する農業者で、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は古新田に居住し、世帯で約3.2haの農地を耕作する農業者で、増反により古新田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は箕島に居住し、世帯で約31aを耕作する農業者で、増反(受贈)により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は玉野市八浜町大崎に居住する会社役員で、新規農により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

地区協議会の審議では、営農計画書の内容に疑義があるとして、営農計画の再提出を受けて判断する必要があることから、保留意見となっています。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、16番から19番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、19番の1件を保留意見、残る3件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)の1番から19番までの19件については、19番を保留とし、残る18件をいずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、御津・建部地区2番については申請等(3)5条申請の16番と同時申請であり、相互に関連がありますので、申請等(3)で同時に審議します。

それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 3ページ1番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、自宅での駐車場が不足しており、自宅と隣接している申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、駅から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 3ページ3番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は貸露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は浦安本町に居住している農業者ですが、隣接地を露天駐車場として利用している[REDACTED]より、業務拡張による従業員の増員及び重機車両の増加により駐車場が手狭となるため、駐車場として利用したいとの要望があったことから、既存駐車場と隣接する申請地を、貸露天駐車場として一時転用許可を受け使用してきましたが、同様の理由で今後も使用するため、永久転用許可を受けようとするものです。なお、[REDACTED]は令和5年7月10日付で[REDACTED]へ社名を変更しております。

農地区分は、南区役所から半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は是正による敷地拡張（駐車場）です。

申請人は藤田に居住する農業者ですが、父から申請地を相続する際、転用申請を行うことなく整地工事を行っていることが判明したため、敷地拡張の是正をしようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続し、自宅に隣接する土地で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は北区下中野の借家にて夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、自身の所有する農地に近い申請地を転用し、農家住宅を建築するものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続し、自身が所有する土地で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ6番、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

営農型太陽光発電設備についての農地転用は、支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。一時転用期間は3年間です。

許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があり、3年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

申請人は芳泉四丁目に居住する会社役員兼農業者ですが、昨年自宅から近い農地を取得しました。それにより、以前から関心のあった太陽光発電と農業の融合であるソーラーシェアリングでの営農を考え、本申請を行いました。

営農型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があります。計画している作物を栽培する上で、パネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する

「営農計画書」等の添付が必要です。「知見を有する者からの意見書」は、ソーラーシェアリングの企画・施工・維持管理等を行う [REDACTED] という法人によるもので、水稻については全量の日照は必要なく栽培に支障ない範囲での遮光であれば問題なく生育する、という内容です。その他、支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型太陽光発電設備の設置の基準も満たすものと考えられます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員　　南区協議会で、3番から6番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等（2）の1番、及び3番から6番までの5件については、

全  
議

員  
長

いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

異議なし。

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請、及び申請等（2）農地法4条申請2番についての審議に入ります。

まず、中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長

5ページ1番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らはいづみ町の官舎と平野の実家で生活していますが、5月に結婚後、仕事と家事を両立するため、申請人（妻）の職場や実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人が尾上で運営する保育園の職員及び保護者が利用する駐車場ですが、催し物がある時期は駐車場が不足するので既設露天駐車場と一体的に利用するため、申請地の所有権を移転し、転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha以上の1種農地ですが、既存施設の拡張であり例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、中区中井に本店を置き、主な事業を不動産業及び土地造成業とする法人です。

申請人が所有している残土処分場への車両の乗り入れが多く、周辺の通行にも支障があるため、隣接申請地の所有権を移転し、従業員と業務車両の駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的を露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は、北区今保に主たる事務所を置き、主な事業を社会福祉事業とする法人で、大窪で保育園を運営しています。

園児の送迎のための駐車場が不足するため、園に隣接している申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は大窪の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財

道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番と 7 番については、同じ地域のためまとめて説明します。

これらは令和 6 年 4 月 19 日付公告の農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

6 番、申請人らは花尻ききょう町の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近く、生活環境も変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7 番、申請人らは尾上の借家で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近く、申請人(妻)の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と 9 番については、同じ地域のためまとめて説明します。

これらは令和 6 年 4 月 19 日付公告の農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

8 番、申請人は伊島町二丁目の借家に妻と子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9 番、申請人らは南区新保の借家に申請人らと子ども 2 人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6 ページ 10 番と 11 番については、同じ地域のためまとめて説明します。

これらは令和 6 年 4 月 19 日付公告の農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

10 番、申請人は下中野の借家に申請人らと申請人(夫)の母で生活していますが、子どもの出産予定があり家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には母が居住し続けます。

11 番、申請人らは上中野二丁目の持家に申請人ら 2 人で生活しており、近所の方と折り合いが悪く、子どもの出産予定があることから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却処分します。

農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

12番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。

申請人は、北区新庄上に本店を置き、主な事業を土木工事業とする法人です。業務の効率を上げるため、久米にある元請業者の所在地から近く、また、資材搬出についても西バイパスや国道180号へのアクセスが良い申請地の所有権を移転し、露天資材置場及び露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、本件は令和6年4月19日付公告の農振除外済案件で、転用目的は診療所です。

申請人は、吉備津で透析治療を行える診療所を開業していますが、尾上からも来院される患者も多く、尾上には病院や診療所もないことから接続道路も広く交通量もあり需要も見込める申請地の所有権を移転し、診療所を建築しようとするものです。

農地区分は、水管、ガス管が埋設された沿道で半径500m以内に教育機関が2つあることから3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

和田委員 中・中央地区協議会で、1番から13番までの13件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 6ページ14番、転用目的は一時転用による露天資材置場で、転用期間は令和6年5月22日から令和6年10月31日までです。

申請人は南区箕島に本社を置き、土木業を営む法人です。このたび申請地周辺で公共下水道施設の設置工事を請け負うことになりましたが、資材置場が工事現場付近にないため、申請地に賃貸借権を設定し、露天資材置場に一時転用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は分家住宅です。

申請人は撫川の借家に家族2人で居住していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、実家に近い、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、14番と15番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請の3ページ2番と申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請7ページ16番は同時申請で一体利用のため、まとめて説明します。

申請等（2）の2番は令和4年3月17日付、申請等（3）の16番は令和5年9月20日付でいずれも農振除外公告済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は総社市秦に事務所を置き、農業製品生産加工販売業、体験型農園を営む法人です。申請地近隣に観光ぶどう農園が数か所あり、維持管理・観光者用の駐車場用地を長年にわたり探しておりましたが、このたび県道沿道の申請等（2）2番の自己所有の申請地、隣接する申請等（3）16番の申請地の所有権を取得し、併せて隣接する宅地の一部を借りて、露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、4条申請2番と5条申請16番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 7ページ17番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区白石西新町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は流通業務施設（倉庫・事務所）です。

申請人は北区中仙道二丁目に事務所を置き、空瓶の売買・一般貨物自動車運送事業等を行う法人ですが、業績の向上により現社屋では手狭になったため、申請地の所有権を取得し、申請地に会社を移転する計画を立てました。申請地は主要幹線道路の沿線で流通業務施設を設けるには最適であること、また現在の敷地よりも広い土地であることを鑑み、適地と判断したものです。また、

周辺の農業従事者及びその世帯員を雇用する計画であり、岡山市と雇用についての覚書を結んでおります。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であると認められ、例外的に許可が可能です。

転用面積については、建築面積約3400m<sup>2</sup>の倉庫・事務所や駐車場などの土地利用計画から妥当なものと判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ19番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は東畠の借家に夫婦で生活していますが、現住居が狭小であることから、妻の実家に近く、今後農作業を手伝いやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、申請人の父の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は浦安南町に事務所を置き、食品、飲食業を中心に多業種の販売促進用品の総合販売、卸売業を営む法人ですが、従業員用駐車場が不足しているため、自社に隣接する申請地の所有権を取得し、露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、南区役所から半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は倉敷市老松町五丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、申請人の実家に隣接し、今後両親の農作業の手伝いがしやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、申請人の父の所有地で他に代替地が無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番から25番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

22番、申請人は北区平田の夫の父が所有する借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場及び実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人らは箕島の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場に近い申請地の所有権を取得し、自

己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人らは古新田の借家に夫婦、子ども1人と妻の母で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近く、現在と同じ生活圏内である申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は北区東花尻の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の職場や実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは北区西之町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ27番と28番は、同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

27番、申請人は倉敷市林の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場や実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人らは倉敷市大島の借家に夫婦で生活していますが、出産を予定しており、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは彦崎の夫の実家に夫婦、子ども2人、夫の両親で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、生活環境が変わらない申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には夫の両親が住み続けます。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員　南区協議会で、17番から29番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

全議長 それでは、申請等（2）2番の1件、並びに申請等（3）1番から29番までの29件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

全議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、18番は転用面積が3,000m<sup>2</sup>を超えており、5月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（4）所有権の移転、（5）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 今回の岡山市農用地利用集積計画について説明します。

まず、（4）所有権の移転は、10ページ南区1番から3番までの3件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番と2番が財団から耕作者へ、3番が農地の所有者から財団への所有権移転です。

次に、（5）利用権の設定及び転貸は、11ページ中・中央地区1番から19ページ南区17番までです。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

全員 異議なし。

全議長 それでは、申請等（4）（5）の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

全議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 21ページ1番から26ページ23番までの23件で、14番は相続による賃借権の取得で、残る22件はすべて相続による所有権取得です。22番はあっせん等の希望がありましたので、担当委員と協議中です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

全員 異議なし。

全議長 それでは、申請等（6）については、23件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

全議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（7）農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について、事務局より説明をお願いします。

逢坂課長補佐 27ページ1番は増反、2番は新規農を目的に競売農地を取得しようとするも

のです。対象の農地は藤田で、入札期間は5月16日まででしたので、5月10日に競売審査委員会を開催いたしました。

2件ともに、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしているものと判断されましたので、買受適格証明書を交付しましたことを報告します。

議長 お聞きのとおり報告がありました。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、28ページ1番から8番までの8件で、転用目的は共同住宅等5件、貸露天駐車場1件、露天駐車場2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、29ページ1番から31ページ8番までの8件で、転用目的は、分譲地等3件、下水道工事用の仮設道1件、貸事務所1件、露天駐車場1件、水路敷地1件、工事のための現場事務所及び作業ヤード1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、32ページ1番から33ページ9番までの9件で、解約理由は耕作目的7件、転用目的2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、34ページ1番から4番までの4件で、内容は、農業用通路2件、農業用倉庫1件、農業用資材置場1件です。

報告（5）農地改良届については、35ページ1番から3番までの3件で、内容は普通野菜畠2件、果樹園1件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（6月18日（火）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時53分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員